

中国における模倣品と「健全な競争」

(筑波大学大学院修了) 胡 勇・(筑波大学人文社会系)星野 豊

Imitation Cellphones and "the Sound Competition" in China

LLM of Tsukuba University, Hu Yong; Faculty of Humanities & Social Sciences, Tsukuba University, Yutaka HOSHINO

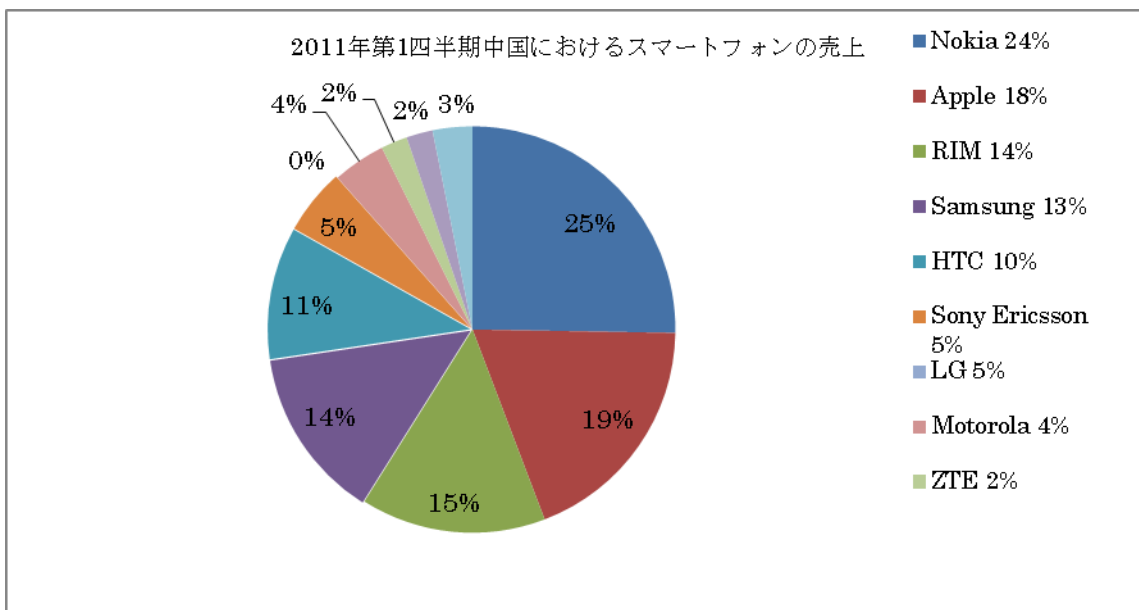
キーワード・ 模倣品 健全な競争 過剰保護 必要悪

2011年、中国での模倣携帯電話の販売は史上最高の1.9億台に達したが、2012年より段々減り、2014年には8000万台まで行かないと見込まれている。一方、正規品携帯電話、更にスマートフォンの売上がこの2-3年間に倍増し、2014年の第二四半期は11212万台となっており、そのうちスマートフォンは10298万台、91.9%を占めた。わずか2、3年間でのこの変化は著しい。本発表は、2011年及び2012年に本学会で発表した、中国における携帯電話の模倣品に関する議論の続編である。今回は、この2-3年間の中国市場における携帯電話の市場変化を分析して、この変化を導いた原因について考え、模倣品と「健全な競争」とはどのような繋がりがあるかについて議論する。

一、中国における携帯電話市場の現状

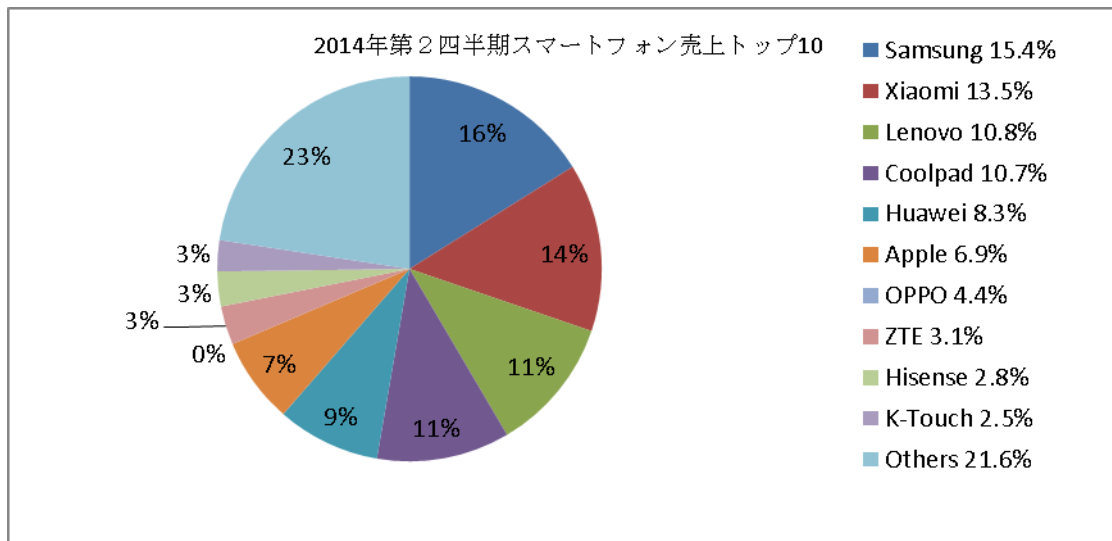
携帯電話には様々な機種があるが、現在最も人気があるスマートフォンを例として挙げる。模倣品が最も氾濫した年度と言われる2011年の正規品のスマートフォンの売上トップ10位は図1のようである。この図を見ると、トップ10位はほぼすべて世界的な有名なブランド品であることが分かる。その中で、既にMicrosoftに買収された昔の「携帯電話の王」であるNokiaがトップの席を占めて24%の市場シェアがあり、米国系のAppleが18%、カナダ系のRimが14%、韓国系のSamsungが13%、台湾系のHTCが10%と、トップ五位を構成した。その内、唯一の中国系企業は、2%を占めていた第9位のZTE(中文名:中興)である。

図1: インターネット消費調査センター(ZDC)より



それから3年後の 2014 年において、中国におけるスマートフォンの市場シェアはどのようになっているかと言えば、下記の図2の 2014 年第 2 四半期の調査データを見れば分るとおり、想像できないほど変わっている。図1にある Samsung、Apple、ZTE 以外は、あまり知られていないブランドばかりになっている。トップ1の Samsung、第6位の Apple 以外全部中国系ブランドになっている。しかも第2位の Xiaomi(中文名:小米)は成立後わずか3年間の企業であり、トップの Samsungとはわずか1.9%の差しかない。中国系電子メーカーの成長スピードは、大抵の人がショックを受ける程迅速である。

図2: 易観国際 www.enfodesk.com より



二、電子製品メーカーの成長と模倣品との関係

本発表は、題名からすれば模倣品について論議する筈であるが、なぜ正規品のスマートフォンの市場シェアの現状を例としたかについては、図2を分析すれば分かる。

上述のように、中国において、2014 年第2四半期スマートフォンの売上のトップ 10 位の中には、依然としてトップの韓国系である Samsung と米国系の Apple 以外の 8 社は、全て中国系企業になっていた。その内 10.7%シェアの Coolpad(中文名:酷派)、8.3%シェアの Huawei(中文名:華為)、3.1%シェアの ZTE(中文名:中興)、2.5%シェアの K-Touch(中文名:天語)は、模倣品が氾濫しているシンセン市の企業であり、模倣品により起業した企業であるとまで言われている。しかし、現在は、すべての企業が模倣をせず、自主ブランド及び先端技術を擁する大手になっている。中でも、Huawei と ZTE は年間売上が約 2390 億人民元(約 400 億 USドル)(2013 年度)と、約 752 億人民元(約 123 億 USドル)(2013 年度)の世界トップ企業 500 強のメンバーになっている。完全に携帯電話を模倣して起業したとされる Coolpad は、アジアハイテクトップ企業の一つとして世界最先端のスマートフォン製造ノウハウを有し、携帯電話の売上だけでも 220 億元(36.7 億 USドル)(2013 年度)に達している。

三、模倣品と健全な競争とは

模倣品の危害性については、一昨年の本学会でも議論したが、概ね二つに分けられる。すなわち、経済利益の侵害と法律の侵害である。経済利益については、消費者、正規品の開発、販売に従事する企業、電子製品産業に悪影響を与え、不当競争としてその国の経済発展をも侵害する恐れがある。法律面では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等、知的財産権全般を侵害する。

しかしながら、模倣品は、市場の健全な競争及び技術の発展にも貢献しており、その「正当性」は無視できない。

携帯電話に限らず、元々存在しなかった物が作られたら、それは発明と称される。しかし、発明された物は、必ず粗悪品としての最初の段階があり、その後、模倣（「学ぶ」とも言える）、改良という段階を繰り返して、複数の人の知恵を加え、望ましい機能・品質を持つ物が作られるまでに至るわけであり、模倣は、消費者にとって望ましい製品が産み出されるまでに必ず通過する一段階であるということができる。

そもそも、消費者向けの製品は、どのような製品であれば、良い製品だと言えるだろうか。発表者の観点としては、消費者のニーズに応じるものだと考える。模倣品は正規品より模倣品の売上が高くなる現象は、消費者のニーズに関して、正規品が模倣品に負けたと考えて差し支えない。他者の技術を盗んで全く同じ製品を作ることと異なり、ただ単に所謂正規品を模倣し、若しくは模倣した上、更に新たな機能を作り出すことは、製品または産業の一般的な発展ルートではなかろうか。この発展の道筋は、中国の企業だけではなく、どの国の企業でも同じ性格を持っているものと思われる。

他方、当初模倣より起業した企業であっても、ほとんどの企業は、模倣の段階に留まりたいわけではなく、更なる高い技術を開発する意思を持っていることが多い。前章でも例として紹介したように、中国の複数の企業が、当初の模倣の段階を通過して、最先端の技術を独自に開発し、国際的に有数の企業にまで至っている。それらの企業は、技術の発展に促進しただけではなく、既存企業の技術独占を破って、製品機能を改良し、ひいては製品の価格が安くなることにも貢献している筈である。これに対して、ある技術を一社だけが有し、その会社がこの技術の独占することを法律が保護しすぎた場合には、その技術の発展は間違いなく妨げられ、健全な競争は成立しない。

四、知的財産権の過剰保護

知的財産権を保護する目的については、権利者の権利、消費者の利益、国の利益を保護するもの、と言われているが、いずれにしても権利／利益を保護するためである。物の発明、デザイン的设计、ブランド品の形成については、権利者が時間、金銭、知恵等のコストをかけているので、これを保護しなければならない。これに異議を唱える者はいないだろう。しかし、どこまで権利者の利益を保護しなければならないかについては、各国、各専門家の意見は分かれる。適切な保護制度は、権利者の権利を保護するのみならず、新たな技術の創造、革新をも促進させる。これに対して、権利者を過剰に保護する制度は、社会全体の技術の発展を妨げるだけでなく、使用者の使用コストが高まって、更に資源が浪費されてしまう。

模倣品の議論に戻ると、法律の規定に違反し、他社の製品を剽窃し、或いは不法な手段で他の企業秘密、技術を盗んで、全く同じ製品を作って、更に他社のブランドを盗用して利益を得る行為は、当然禁止すべきことである。しかし、仮に他社の製品を模倣したとしても、自分の知恵を組み込んでより良い製品ができるのであれば、これは知的財産に関する法により制限しない方が、むしろ望ましいのではないか。3年前の本学会で、発表者は、①他の製品を模倣する上で製造者の智慧が組み込まれて作られた新たな製品と、②他の製品を分解した上で作られた、同様若しくは新たな製品については、必ずしも禁止されるべきでない、と主張した。確かに、①と②とも、現在の知的財産に関する法律に抵触する部分があるが、しかし、①と②の行為に本質的な「悪性」があるわけではなく、むしろ法律上の制限が厳しすぎるためと考えられるわけであり、この主張は現在も変わらない。

製品のみならず、政治、教育さらに文明においても、先進国となるまでの間、自分より良いものを学ぶ時期が避けられない。また、どの国でも、遅れている時期においては、先進国より技術を学び、改造、改良を通して、技術の進歩を遂げたのである。極端に言えば、他者の知恵を全く参考せずに、すべて自分で一から最後まで創造した物は、この世に存在しないと言ってよい。ある学者は、知的財産権という概念は、先進国が途上国の技術発展を制限するために作られたと主張している。この観点は極端であるが、全く理屈になっていないとも言えない。そもそも、知的財産権制度は、先進国が自国の技術を他国に侵害されない、また高い技術使用料を徴収できるように作られた側面が強い。従って、一定の模倣、学びを許可しないと、特に技術レベルが低い途上国の発展は明らかに妨げられることとなる。

貧しい国に対する援助の義務、地球温暖化防止・整備の責任等、多くの領域においては、先進国と途上国との区別が厳として存在するが、知的財産権の保護についても、この両者を分けて考えてもよいのではなかろうか。提案としては、①現在は、知的財産権の保護基準は、世界中でも同一されており、これは開発者の苦勞・知恵を守ることが明らかであるが、一方で途上国の技術開発・発展を妨害している。従って、知的財産権の保護基準を、先進国と途上国とで区別して差を設け、途上国における侵害の判断基準を先進国よりも緩和することはできないだろうか。②一定の領域の知的財産権の利用制限を取消し、若しくは安い対価で途上国に使用を許可させることはできないか。例えば、教育、医療、環境保護に関わる技術は一か国が直面する問題ではなく、各国、更に全人類に共通する問題であるため、それらの技術を学ぶことを制限するよりも、逆に途上国に広く利用させる方が望ましいだろう。元々、その技術を開発した目的は、金銭利益を得るだけではない筈である。

五、結語

知的財産権を保護することは、開発者、権利所有者の権利を守り、市場の健全な発展に促進するものと言われている。しかし、権利者を過剰に保護し過ぎると、逆に健全な競争を妨げ、社会全体のコストを上げてしまう可能性があり、世界的に見て途上国の技術発展に大きな妨害となる虞がある。

従って、「違法な模倣品」と、必要悪としての「模倣品」、また、途上国と先進国の知的財産権制限範囲とを区別して取り扱う必要がある、と発表者は考える。

【参考・既存発表】

- ・胡勇・星野豊「模倣品の「価値」と正規品の知的財産権」日本知財学会第9回学術研究発表会 1J6 発表(専修大学、2011年)
- ・胡勇・星野豊「模倣品による権利侵害性の検討——中国の模倣品携帯電話を例として」日本知財学会第10回学術研究発表会 1J8 発表(大阪工業大学、2012年)